

会津若松市技能功労者表彰制度

一部改正のお知らせ

令和8年6月

会津若松市 観光商工部 商工課

各業界においては人材不足、特に若手不足や若手の育成が課題となっており、推薦者数も減少傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、令和8年度より会津若松市技能功労者表彰制度要綱を改正し、福島県技能者表彰基準に合わせて年齢及び経験年数の要件を引き下げました。

【改正のポイント】

対象者の年齢、経験年数の要件を引き下げ、表彰対象を広げることで、「現場で中核的な役割を担っている方」から「長年に渡り業界の発展に携わっている方」まで、より幅広く推薦いただけるようになりました。

～改正その1～

年齢、経験年数の要件を引き下げました。

改正前

当該技能について
30年以上の実務の経験を有する者
又は毎年11月10日現在で
満55歳以上の者

改正後

当該技能について

15年以上の実務の経験を有し、
かつ毎年11月10日現在で
満35歳以上の者

～改正その2～

応募書類のうち、履歴書(第3号様式)より「学歴欄」を削除しました。

各業界からのご推薦をお待ちしております。

関係者への周知と推薦者の発掘に、ご協力いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ：会津若松市 商工課 熊本・曲山 (Tel 0242-39-1252)